

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域におけるひきこもり支援の強化及び支援体制の充実を図るため、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援する民間の団体に対して、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語)

第2条 この要綱において、「ひきこもり状態」とは、おおむね6箇月以上継続して次に掲げる状態（重度の障害、疾病、高齢をその原因とするものを除く。）のいずれにも該当する状態であって、本人又はその家族が状態の改善を必要としているものをいう。

- (1) 家族以外の者との交流を行っていないこと。
- (2) 外出（家族以外の者との交流を目的としないものを除く。以下同じ。）をしていないこと。

(補助対象となる団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の全ての要件を満たす団体等とする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他の法人格を有する団体又は任意団体（以下「民間団体等」という。）であること。ただし、任意団体については、1年以上の活動実績を有すること。
- (2) ひきこもり状態にある者及び前号の民間団体等による支援を受けている者並びにその家族（以下「ひきこもり状態にある者等」という。）に対する支援に関する活動を行っている団体であること。

(補助対象となる事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとし、種目、事業内容、基準額、対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

- (1) 複数の市町村にまたがって活動するなど広域的に行われる事業であること。
- (2) 補助金を申請する日の属する年度の2月末日までに終了する事業であること。
- (3) 創意工夫や熱意をもって行われ、ひきこもり状態にある者等に対する支援に資する効果的な事業であること。
- (4) 営利を目的としない事業であること。
- (5) 他に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けていない事業であること。
ただし、既に助成等を受けている事業であっても、追加的に事業を実施する場合であって、既に受けている助成等と補助事業との費用助成を経理区分して実施する場合

に限り、当該追加的な事業については、補助事業とする。

- 2 前項の事業は新規に行われるものとし、既に行われている事業については、知事が必要と認める場合に限り、補助事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（民間団体等が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額と、1,000,000円のいずれか低い額とし、事業内容ごとの額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする民間団体等は、交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 民間団体等は、前項の交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととしその旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合（別表2に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合（別表2に定める軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速

やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具、その他の財産（以下「財産等」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄してはならない。この場合において、承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 民間団体等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（実績報告書）

第9条 民間団体等は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 民間団体等は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払ができるものとする。

2 民間団体等は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第8条第5号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した時から財産等処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

種目	事業内容	基準額	対象経費	補助率
(1) 相談 支援	ひきこもり状態にある者等について、対面、電話、SNS、アウトリーチ等により相談を行うとともに、必要に応じて地域の相談支援機関等につなぐ。	知事が必要と認めた額	事業実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、会議費、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）	10/10
(2) 居場所 づくり 支援	ひきこもり状態にある者等について、食料の提供、学習支援、語らいの場などを通じて、地域の中での居場所づくりにより、社会とのつながりの回復等を図る。			
(3) 普及 啓発 事業	ひきこもり状態にある者に関して、地域住民等に対する理解促進に向けた取組を行うことにより、誰にでも起こりうる問題であること、相談して良い悩みであることの意識の醸成等を図る。			
(4) その他	知事が必要と認めるもの。			

別表 2（第 8 条第 1 号及び第 2 号関係）

区分	変更内容
経費の配分	第 4 条別表 1 内の補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合。
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金交付申請書

このことについて、別添実施計画書のとおり実施したいので、山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 実施計画書
- 3 収支予算（見込み）書

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。
※ 法人格を有しない任意団体にあつては、直近 1 年間の活動実績を記載した書面を添付すること。

実 施 計 画 書

団体名	代 表 者 名

① 種 目	
② 事 業 名	
③ 事業実施目的 及び補助金の 申請理由	
④ 申 請 額	千円
⑤ 事業内容 (事業実施スケジュール、 具体的内容・手法)	

収支予算（見込み）書

団体名：_____

事業名：_____

収入

経費区分	対象経費の 所要見込額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

支出

経費区分	対象経費の 所要見込額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

第 年 月 日 号

(申請者) 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金の
交付決定について (通知)

年 月 日付けで交付申請のあったこのことについて、山梨県補助金等交付規則
(山梨県規則第 2 5 号) 第 5 条第 1 項の規定及び山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事
業費補助金交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり
交付することを決定しました。

1 補助金の交付の対象となる事業 (以下「事業」という。) は、交付要綱第 4 条に定める
事業であり、その内容は 年 月 日付け申請書記載のとおりです。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更さ
れた場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知する
ところによるものとします。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとします。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合 (交付要綱別表 2 に定める軽微な変更を
除く。) は、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合 (交付要綱別表 2 に定める軽微な変更を除く。) は、変更承
認申請書を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止 (廃止) 承認申請書を提出し、速やか
に知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速
やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上の機械、器具、そ
の他の財産 (以下「財産等」という。) については、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律施行令 (昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号) 第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定に
より厚生労働大臣が別に定める期間 (以下「処分制限期間」という。) を経過するまで、
知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、
貸し付け、担保に供し、廃棄してはならない。この場合において、承認を受けようと
するときは、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の
全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善

良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別紙様式1により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときには、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 民間団体等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

4 事業に係る事業実績報告は、次に定めるところにより行ってください。

- (1) 民間団体等は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (2) 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。
- (3) 民間団体等は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

5 補助金の額の確定は、次に基づき行います。

知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間団体等に通知するものとする。

交付要綱別表2（交付要綱第8条第1号及び第2号関係）

区分	変更内容
経費の配分	第4条別表1内の補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合。
事業の内容	補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第 3 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を変更したいので、山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助
金交付要綱第 8 条第 1 号及び第 2 号の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請書の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面
を添付すること。

様式第 4 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業
費補助金交付要綱第 8 条第 3 号の規定により、申請します。

中止（廃止）の理由

様式第 5 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金に係る財産処分承認申請書

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金により取得した財産について次のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）したいので、山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金交付要綱第 8 条第 5 号の規定により申請します。

1 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）しようとする財産

財産の 種類	財産の 名称	型 式	数 量	取得価格		取 得 年月日	残存価格	
				単 価	金 額		単 価	金 額

2 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）の内容及びその方法

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

様式第 6 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、
関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 実施報告書
- 2 収支決算（見込み）書
- 3 その他参考資料
- 4 振込先
振込先金融機関名：
金融機関コード（4桁）：
支 店 名：
支店コード（3桁）：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預金の名義（加付）：

以上の項目が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

※ 補助事業ごとに、対象経費の積算内訳を記載した書面を添付すること。

実 施 報 告 書

団 体 名	代 表 者 名

① 種 目	
② 事 業 名	
③ 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
④ 事業内容 (事業場所、開催日、 参加人数等を詳細 に記載))	
⑤ 事業成果	

事業の実施に要した経費算出内訳

(単位 : 円)

種目 事業名	総事業費 (対象経費の 支出済額) A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 C	既交付決定額 D	選定額 E	補助金所要額 F

(注) 1 E欄には、C欄とD欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること

2 F欄には、E欄の千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること

収支決算（見込み）書

団体名：_____

事業名：_____

収入

経費区分	対象経費の 決算（見込）額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

支出

経費区分	対象経費の 決算（見込）額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、
山梨県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、
次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算払額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算払 請求額④	備 考

3 概算払請求の理由

4 振込先

振込先金融機関名：
金融機関コード（4桁）：
支 店 名：
支店コード（3桁）：
預 金 の 種 別：
口 座 番 号：
預金の名義（かた）：

以上の項目が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
民間団体等名
代表者名 印

_____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度山梨
県ひきこもり支援強化民間団体等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控
除額については、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15
条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除
税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。